

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月18日（平成28年（行個）諮問第157号）

答申日：平成29年4月24日（平成29年度（行個）答申第15号）

事件名：本人が申出をした特定事業場に係る徳島労働局長の助言・指導処理票の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求人（特定氏名）が平成24年特定月日に徳島労働局長に申し出を行った特定団体に係る労働局長の助言・指導処理票及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、徳島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年4月26日付け徳労発総0426第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今後の問題解決に向け、（あっせん等への移行）更なる具体的な情報開示を求めたいので「5 相談者への連絡内容及び助言内容や関係者等の名前や職」を開示していただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年3月2日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、以下の保有個人情報に係る開示請求を行った。

「請求者が特定年月日に徳島労働局長に申し出を行った特定事業場Aに係る労働局長の助言・指導処理票及び添付書類一式」

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者はこれを不服として、平成28年7月21日付け（同月25日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号及び7号柱書きに改め、原処分を維持して不開示とすることが結論として妥当である。

## 3 理由

### (1) 個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

助言・指導は、個別労働紛争解決促進法4条に基づいて、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合に、紛争当事者に対して必要な助言又は指導を行う制度である。

紛争当事者より助言・指導についての申出の受付を行った場合、基本的には事実関係を調査・整理した上で、法令、判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有する者の意見等を参考にして、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進することとしている。

### (2) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から原処分庁に対して申出があった助言・指導に係る関係書類であり、別表に掲げる文書番号1及び2の文書（以下「対象文書」という。）である。その概要は以下のとおり。

#### (ア) 助言・指導処理票

助言・指導処理票とは、紛争当事者から申出のあった助言・指導の手続の開始から終了に至るまでの処理内容を記録した文書であり、受付番号、受付年月日、受付者、申出人及び被申出人の氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、業種・事業内容、労働者数、労働組合の有無、申出内容、担当者職氏名、終了日、終了の区分、あっせんへの移行の有無、事情聴取票添付の有無、資料添付の有無、助言・指導の実施に関するチェックリスト及び処理経過等が記載されている。

(イ) 労働相談票

労働相談票とは、都道府県労働局及び労働基準監督署等において労働相談を受けた際にその内容等を記録するために作成される文書である。

(3) 不開示情報該当性について

① 法14条2号について

原処分において不開示とした対象文書1の①、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑭には、助言・指導の被申出人である特定事業場Aの担当者の職氏名が記載されており、これらは請求者以外の個人に関する情報である。

これらの情報は、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない情報であることから、原処分において不開示としたことは妥当である。

また、原処分において不開示とした対象文書1の③には、助言・指導の申出人である請求者の関係者と推測される者（以下「特定個人B」という。）から労働局担当者への連絡内容が記載されており、これらは請求者以外の個人に関する情報である。

当該連絡内容は、特定個人Bが助言・指導の申出人である請求者の個別労働紛争に関する自身の見解、主張を示したものであり、特定個人Bの内心の発露であって、開示することにより、なお請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第14条第2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分において不開示としたことは妥当である。

② 法14条7号柱書きについて

原処分において不開示とした対象文書1の⑫には、助言・指導の被申出人である特定事業場Aと労働局担当者のやり取りが記載されている。

被申出人と労働局担当者のやり取りについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、被申出人が助言・指導に係る特定事業場の主張、事実関係の調査・整理等への協力や助言・指導による紛争解決を図ることそのものをちゅうちょするなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度の助言・指導に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、当該情報は、法14条7号柱書きに該当することから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(4) 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「今後の問題解決に向け、（あっせん等への移行）更なる具体的な情報開示を求めたいので5. 相談者への連絡内容及び、助言内容や関係者等の名前や職を開示していただきたい。」と主張しているが、上記3（3）で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした別表に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法の適用条項を法14条2号及び7号柱書きに改め、原処分を維持して不開示とすることが結論として妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年10月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年11月10日 審議
- ④平成29年3月23日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤同年4月20日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求人（特定氏名）が平成24年特定月日に徳島労働局長に申し出を行った特定団体に係る労働局長の助言・指導処理票及び添付書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、その余の部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号1（助言・指導処理票）の①、⑦、⑨、⑪、⑬及び⑭の不開示部分について

当該不開示部分は、助言・指導の被申出人である特定団体の担当者の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書番号1（助言・指導処理票）の③の不開示部分について

当該不開示部分は、審査請求人以外の第三者が労働局の担当者に連絡した内容であり、諮問庁が諮問に当たって開示するとしている当該第三者の氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該不開示部分は、諮問庁が諮問に当たって開示するとしている第三者と審査請求人が特定の関係にあるとしても、当該第三者が連絡した内容を審査請求人が承知している事由は認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、法15条2項による部分開示について検討すると、個人識別部分である氏名を開示するとしていることから部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書番号1（助言・指導処理票）の⑫の不開示部分について

当該不開示部分は、労働局の担当者が助言・指導の被申出人である特定団体の担当者から聴取した内容であり、これを開示すると被申出人が申出人の反応を考慮して、労働局に対し事実を述べることや、助言・指導に応じることをちゅうちょする等により個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示

とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

## 別表

1 対象行政文書			2 不開示部分	3 不開示情報（法14条該当号）	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁			
1	助言・指導処理票	1ないし6	① 3頁「相手方の職・氏名を聞く」欄の記載	法14条2号	なし
			② 4頁「5 相談者への連絡」欄6行目ないし7行目	なし（新たに開示）	—
			③ 4頁「5 相談者への連絡」欄8行目ないし11行目	法14条2号	なし
			④ 5頁「年月日」欄4行目	なし（新たに開示）	—
			⑤ 5頁「処理経過」欄11行目	なし（新たに開示）	—
			⑥ 5頁「処理経過」欄12行目11文字目ないし22文字目	なし（新たに開示）	—
			⑦ 5頁「処理経過」欄15行目1文字目ないし8文字目	法14条2号	なし
			⑧ 5頁「処理経過」欄16行目1文字目ないし10文字目	なし（新たに開示）	—
			⑨ 5頁「処理経過」欄17行目1文字目ないし8文字目	法14条2号	なし

			目		
			⑩ 5 頁「処理経過」欄 1 8 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目	なし (新たに開示)	—
			⑪ 5 頁「処理経過」欄 1 9 行目 1 文字目ないし 8 文字目	法 1 4 条 2 号	なし
			⑫ 5 頁「処理経過」欄 2 2 行目ないし 2 3 行目	法 1 4 条 7 号 柱書き	なし
			⑬ 6 頁「処理経過」欄 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目	法 1 4 条 2 号	なし
			⑭ 6 頁「処理経過」欄 5 行目 1 文字目ないし 4 文字目	法 1 4 条 2 号	なし
2	労働相談票	7	なし	なし	—